



対象者

- ①日本標準産業分類において、中分類76の飲食店に該当するものであり、ランチ時間帯に営業している飲食店を営む法人又は個人事業主
- ②日本標準産業分類において、小分類586の菓子・パン小売業を営む法人又は個人事業主

補助額

開発に必要な経費で、上限15万円
(補助率10/10)
※千円未満切捨て
※必ず、加須産いちごの経費を5千円以上含むことが必要です。

主な要件

- ①食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を受けていること
- ②市内に営業実態のある店舗を有すること
- ③市税を滞納していないこと
- ④令和7年1月末までに市内の店舗にて補助金で開発した新メニューを提供すること

申請期間

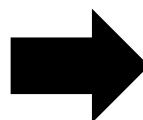
令和6年6月 3日(月)から
令和6年8月30日(金)
※申請額が予算額に達した場合、申請期間内であっても申請を締め切ります。

対象経費

- ①原材料費
- ②調理機器及び食器類の購入費

申請に際しては、要件や補助対象経費等について、必ず申請前にホームページでご確認ください。
また、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

詳細は加須市の
ホームページをチェック！



申請及びお問い合わせ先

加須市産業振興課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1(加須市役所本庁舎2階)

☎0480-62-1111(代表)8:30~17:15(土日・祝日を除く)